

労働災害総合保険

保険の仕組み

労働災害総合保険は、政府労災保険等に参加している被保険者（企業・事業主）が、被用者（従業員）の労働災害について政府労災保険等の給付が決定された場合に負担する、法定外補償規定（注）に基づく補償責任（法定外補償条項）と法律上の損害賠償責任（使用者賠償責任条項）を補償する保険です。

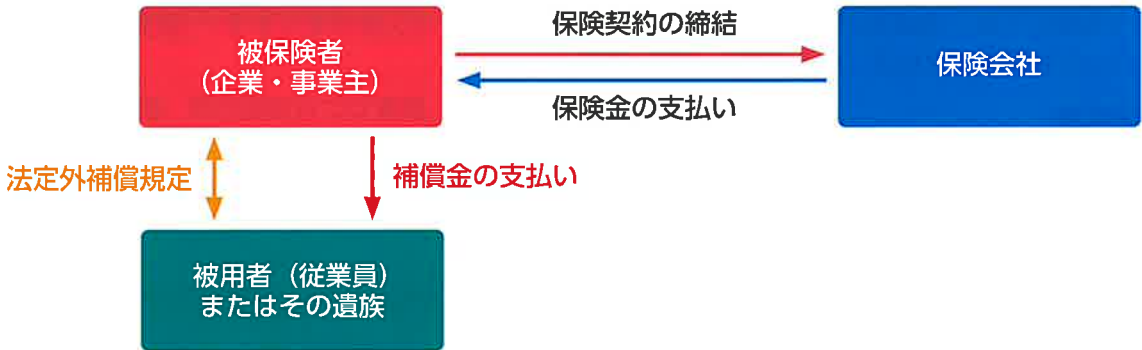
（注）法定外補償規定とは、被保険者が被用者に対して、政府労災保険等の給付のほか一定の労働災害補償を行う旨を定めているものをいい、下記のすべての要件を満たしているものをいいます。また、労働協約、就業規則、告示、内規等形式および名称を問いません。



- ア. 対象とする被用者の範囲を明示していること
- イ. 対象とする労働災害の範囲、給付対象とする身体の障害の範囲および給付金額を明示していること
- ウ. 被用者に公表および周知されていること
- エ. 引受保険会社の求めに応じ規定の写しを提出できること

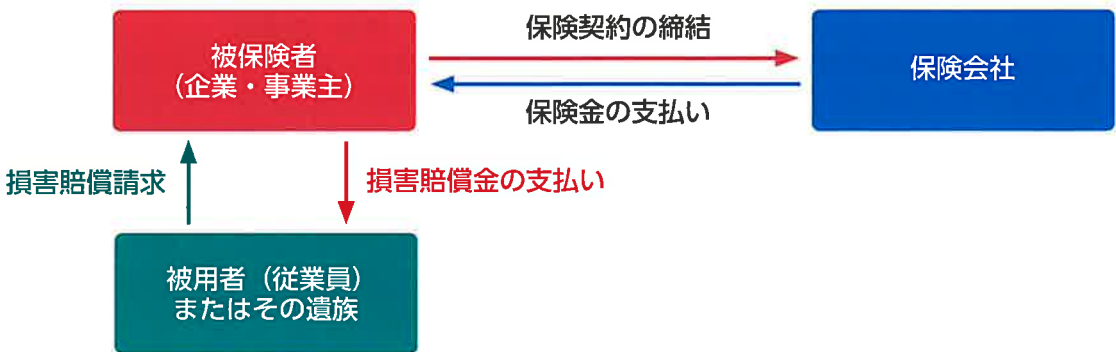
● 法定外補償条項

保険期間中に業務上の事由により、被保険者の被用者が政府労災保険または船員保険に基づく災害補償の対象となる身体の障害（負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます）を被った場合に、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償を行うことによって被る損害につき保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金）を支払います。



● 使用者賠償責任条項

被保険者の被用者が政府労災保険または船員保険に基づく災害補償の対象となる身体の障害（負傷または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。）を被った場合に、被保険者が「民法上の損害賠償責任」を負担する損害（弁護士費用等争訟解決のために要した費用損害を含みます）について保険金（賠償保険金および費用保険金）を支払います。



補償の内容

（１）お支払いする保険金

法定外補償条項

死亡に対する法定外補償保険金	被用者が業務上の事由により身体に障害を被った結果、死亡した場合に支払います。 ・定額方式の場合は、被用者１名につき、保険金額（支払限度額）を支払います。 ・定率方式の場合は、被用者１名につき、その被用者の平均賃金日額に契約日数を乗じた保険金を支払います。
後遺障害に対する法定外補償保険金	被用者が業務上の事由により身体に障害を被った結果、後遺障害が生じた場合に、政府労災保険等の認定基準（障害等級）に応じて支払います。 ・定額方式の場合は、障害等級ごとに、被用者１名につき、保険金額（支払限度額）を支払います。 ・定率方式の場合は、障害等級ごとに、被用者１名につき、１日あたりの平均賃金に契約日数を乗じた金額を支払います。

使用者賠償責任条項

賠償保険金	被用者（従業員）が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、支払限度額を限度に損害賠償金（治療費、慰謝料、逸失利益など）を支払います。 なお、被災した従業員に過失がある場合は、過失相殺適用後の金額になります。
費用保険金	被用者（従業員）が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出するいずれかの費用（実費）を支払います。 なお、支払う費用については、あらかじめ引受保険会社による同意が必要になります。 ア. 争訟費用 イ. 示談交渉費用 ウ. 示談協力費用 エ. 求償権保全費用

（２）保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ・被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害（注）
- ・風土病による身体の障害
- ・職業性疾患による身体の障害
（労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。）
- ・被用者の故意または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- ・被用者が、法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気を帯びた状態でもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間にその被用者本人が被った身体の障害
- ・被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害 など

（注）下請負人補償特約をセットした場合は補償対象とすることができます。

保険期間

１年とします。
中途加入の場合の保険期間は、各月１日から９月１日午後４時までとなります。
保険責任は、保険期間の始期日の午後４時に開始し、満期日の午後４時に終わります。保険料はご契約時および契約内容の変更時にお支払いいただきます。

ご契約条件

【加入パターン例】

【単位：千円】

補償タイプ		プラン①	プラン②	プラン③
死亡に対する法定外補償保険金		15,000		
後遺障害に対する法定外補償保険金	第 1 級	15,000		
	第 2 級	15,000		
	第 3 級	15,000		
	第 4 級	12,000		
	第 5 級	10,500		
	第 6 級	9,000		
	第 7 級	7,500		
	第 8 級	6,000	—	
	第 9 級	4,500	—	
	第10級	3,000	—	
	第11級	1,500	—	
	第12級	750	—	
	第13級	450	—	
	第14級	300	—	
使用者賠償責任条項支払限度額		300,000	補償なし	補償なし

※支払限度額は上記以外にも任意で設定可能です。

保険料の決定の仕組み

保険料は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。
詳細は取扱代理店または引受幹事保険会社までお問い合わせください。

保険料割引制度

● 使用者賠償責任条項セット割引

① 適用対象契約

法定外補償条項および使用者賠償責任条項の両方を 1 申込書で契約する場合に適用します。

② 割引率

使用者賠償責任条項の保険料に次の割引を適用します。(法定外補償条項の保険料には適用しません)。

割引率	10%
-----	-----

● 事業場数割引

① 適用対象契約

1 保険契約につき次の条件を満たす契約については、この割引を適用します。

ア. 継続契約（事業種類番号01～26または41～99）の契約または建設関係事業（事業種類番号31～38）の契約

イ. 事業場数（工事場数）が10以上あること

② 割引率

事業場数		割引率
10以上	～ 20未満	5%
20以上	～ 50未満	10%
50以上	～ 100未満	15%
100以上		20%

※事業場数（工事場数）告知書をご提出いただきます。

● 事業規模による割引

適用対象契約

保険期間中の請負金額の総額が5,000万円超の場合、この割引を適用します。

請負金額によって割引率が異なります。

